

## 主 文

本件控訴を棄却する。  
控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事 実

控訴代理人は、「原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。控訴人を再審査申立人、被控訴人補助参加人を再審査被申立人とする中労委昭和五四年（不再）第一三号不当労働行為再審査申立事件について、被控訴人が昭和五六年七月一日付けでした原判決添付の別紙（二）命令記載の命令中、原判決主文第一項掲記の部分を除くその余の部分を取り消す。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人及び同補助参加人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者の主張は、控訴代理人において、「原判決事実摘要中のポスト・ノーティスとは、謝罪文あるいは誓約書の掲示を命ずる救済命令である。」旨付加陳述したほか、原判決事実摘要第二（添付の別紙（一）、（二）命令書を含む。）と同じであるから、それをここに引用する。

証拠関係（省略）

## 理 由

当裁判所も、当審における資料を加えて本件全資料を検討した結果、控訴人の請求は、原判決が認容した限度において認容し、その余は理由がないので棄却すべきものと判断する。その理由は、左記補正をするほか、原判決理由説示（原判決二二丁表二行目以下同三六丁表五行目「する」まで）と同じであるから、それをここに引用する。

一 原判決二六丁表九行目「趣旨の」次に「いずれも成立に争いのない」を加え、同二七丁表一〇行目「副会長」を「副分会長」と訂正し、同二八丁表一行目「なつていた。」の次に「なお、当時東京工場には、組合員は全く存在しなかつた。」を、同裏七行目「行われた」の次に「一連の」を、各加入し、同九行目「証拠もないのに、」を「証拠はないところ、」と訂正し、同末行「わざわざ」の次に「その大会の開催される」を加える。

二 同二九丁表一行目「開いたのは」の次に「、後記のような控訴会社の職制（グループ長）による右サッカー大会の中止の連絡、その代替措置としての懇親会の開催なる事情が存しないとすれば、」を加え、同八行目「折触」を「接触」と訂正し、同九行目「こと」の次に「を」を加え、同末行「サッカー大会への不参加を呼びかけ、その代償」を「サッカー大会が中止になつた旨虚偽の連絡をし、その代替措置」と訂正し、同裏二行目「る。」の次に「本件全資料を検討するも、右推認を覆すに足りる証拠はない。」を加える。

三 同三〇丁表六行目「昭和五一年」の前に「横浜分会及び大和分会の組合公然化直後の」を、同末行「言つた。」の次に「なお、右Aは、当時も補助参加人組合執行委員長であつた。」を、各加入し、同三一丁表六行目「信用できない。」を「信用できず、他に叙上の認定を覆すに足りる証拠はない。」と訂正し、同三二丁表六行目「記載部分」の次に「及び当審証人Bの供述部分」を、同末行「C第二営業部長」の次に「（午後以降）」を、各加入し、同裏四行目「〇〇」を「〇〇」と訂正する。

四 同三三丁表一行目「工場においても、」の次に「前記C第二営業部長が同工場に出向き、」を加え、同二行目「D社長付は、」を「D社長付、」と、同三行目「三階会議室において、」を「三階会議室に」と、同四行目「同人らに対し」を「その席上、右Cが右グループ長らに対し、」と、同一〇行目「両工場の」を「両工場における」と、同裏三行目「上部団体とすることが」を「上部団体とする点において」と、各訂正し、同九行目「相当とし、」の次に「前顯乙第一六三ないし第一六九号証及び証人Bの証言中右認定に反する記載及び供述部分は、前顯採用各証拠に比照してにわかに信用することができず、他に叙上の認定を覆すに足りる証拠はない。」を加える。

五 同三四丁表六行目「成立に争いのない乙」の次に「第三号証、同」を、同裏三行目「各記載部分」の次に「及び当審証人Eの供述部分」を、各加入し、同三五丁表七行目「本件の初審結審」を「昭和五三年一二月」と、同裏七行目「それは」を

「前頭乙第一六三号証、第一七一号証、第一八二号証及び証人Eの証言中右認定に反する記載及び供述部分は、前頭採用各証拠に比照してにわかに信用することができず、他に叙上の認定を覆すに足りる証拠はない。そうとすれば、右両係長の言動は、」と、各訂正し、同一〇行目「本件命令」の次に「中、前記二（ポスト・ノーテイスについて）の2（一）判示の部分を除くその余の部分」を加え、同三六丁表五行目「する」を「すべきである。」と訂正する。

してみると、同旨の原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないのでこれを棄却することとし、控訴費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

（裁判官 後藤静思 奥平守男 橋本和夫）